

平成29年小値賀町議会6月会議

1、出席議員 7名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
総	務	前	田	達
住	民	西	村	久
産業振興課	政策監	木	下	誠
産業振興課	長	中	村	慶
農業委員会	事務局長		〃	
建設課	長	橋	本	満

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長	尾	野	英	昭
議会事務局書記	森		知	佳

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

平成 2 9 年小値賀町議会 6 月会議

平成 2 9 年 6 月 1 5 日（木曜日） 午前 1 0 時 0 0 分

- 第 1 会議録署名議員指名（ 浦 英明議員 ・ 横山弘藏議員 ）
- 第 2 報 告 第 1 号 平成 2 8 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越  
計算書の報告について
- 第 3 議 案 第 4 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
（小値賀町税条例の一部を改正する条例）
- 第 4 議 案 第 4 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
（小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 議 案 第 4 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
（平成 2 8 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 第 6 議 案 第 5 0 号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例案
- 第 7 議員派遣の件について

午前 10 時 00 分

議長（立石隆教） おはようございます。

ただいまから平成 29 年小値賀町議会 6 月会議を開きます。

4 月 30 日に招集された通年の会期制のため、冒頭で申しましたとおり会議の名称が平成 29 年小値賀町議会 6 月会議と、従来と異なっておりますので、あらかじめご了承ください。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

これから本日の会議を開きます。

#### 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番・浦 英明議員、6 番・横山弘藏議員を指名します。

#### 日程第 2、報告第 1 号、平成 28 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

雨が望まれる天気が続いております。水不足が心配でございますけど、早速報告第 1 号、平成 28 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりご報告をいたします。

繰越事業の内訳につきましては、総務費の個人番号カード交付事業 21 万円は、28 年度より実施されたマイナンバーカードの交付に要する経費であります。当初想定していた申請見込み数よりも少なかったために繰り越しとなったもので、現在の進捗率としましては約 50%130 件となっておりますのでございます。新聞報道によりますと、この交付率が県下最低となっているようでございますので、これから啓蒙に努めたいと思っております。

衛生費の海岸漂着物地域対策推進事業 1,058 万 5,000 円は平成 29 年度の補助事業として要望していた本事業が、国の経済対策によりまして平成 28 年度の補正予算として採択されたものでございます。平成 28 年度は業者の仕事が 3 月末までに集中していたために発注ができずに繰り越しとなったものでございます。これは 6 月に入札を行っておりまして、既に発注をかけているところでございます。

次に農林水産業の農産物加工場建設事業 2,125 万円は、加工設備が受注製造となるために製造に時間を要することが繰り越しの主な理由でございます。現在の製造進捗状況は 45%程度で、これは年内納品に向けて作業中ということで

ございます。

商工費の街並み景観保全事業費補助金 1,400 万円は、設置場所の見直しに時間を要したために繰り越したものでございますが、9 月末完成を目標に取り組んでいるところでございます。

次に土木費の町道野崎本線防災事業工事 1,500 万円は、平成 28 年度の配分額が小額であったために、平成 29 年度の予算と合わせて工事を実施することが効率的であると判断をしまして繰り越したものでございます。6 月中に入札手続きができるよう、ただいま準備中でございます。

この全 5 件の翌年度繰越額は総額で 6,104 万 5,000 円で、財源内訳としましては国費 1,012 万 6,000 円、県費 900 万円、地方債 1,690 万円、その他基金繰入金 1,120 万円、一般財源 1,381 万 9,000 円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

**議長（立石隆教）** これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

ありませんか。

横山議員

**6 番（横山弘藏）** 6 番の街並み景観保全事業費補助金ですね。これは少しずつ遅れていっているように思うんですけども、前の説明で工事内容がかなり変わって、ライトの高さの問題とかですね、それから工事の敷地の確保とかですね、その辺の状況はどういうふうになっているか説明をお願いしたいと思います。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（中村慶幸）** お答えいたします。

ご質問の件でございますけれども、3 月の補正予算の繰越明許の際にもご説明したかと思っておりますけれども、議員言われるとおり、その当時ですね、すずらん灯の設置位置に関して見直しに時間を要したということで、先ほど町長も申し上げましたけれども、今の状況ですけれども、設置箇所を一応計画上確定をしまして、この 6 月 12 日付けで正式に設計事務所と商業組合との設計業務委託契約が結ばれたというふうに聞いております。先ほども町長が申し上げましたとおり、9 月末完成を目指して取り組むという状況でございます。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6 番（横山弘藏）** もうすぐ台風シーズンがやってまいりますので、この工事はなるべく早く気がけて進めてほしいと思います。老朽化した街灯が結構あると思うので、その辺も考えて早く進めてほしいと思いますのでよろしく願います。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第 1 号、平成 28 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

**日程第 3、議案第 47 号、小値賀町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 47 号、小値賀町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

小値賀町税条例の一部改正につきましては 3 月議会でも改正をお願いしたものでございますけども、今般、上位法であります地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、平成 29 年法律第 2 号と地方税法施行令の一部を改正する政令、平成 29 年政令第 118 号、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成 29 年総務省令 26 号が平成 29 年 3 月 31 日に交付され、いずれも原則として同年 4 月 1 日から施行されました。また、地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成 29 年総務省令 27 号も平成 29 年 3 月 31 日に交付され、原則として平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされました。このことに伴いまして、小値賀町税条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日付けで専決した次第でございます。専決事項の処理については、地方自治法第 179 条第 3 項に規定があり、次の議会に報告し承認を求めなければならないことになっておりますので、今回の議会にこれを報告し、承認を求めますのでございます。

なお、詳細については担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 住 民 課 長

**住民課長（西村久之）** それでは、内容の詳細について新旧対照表で説明をいたします。

第 9 条〈徴収猶予の申請手続等〉につきましては、文言の訂正でございます。

第 33 条〈所得割の課税標準〉は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して課税方式を決定できるということを明確化したものでございます。

第 34 条の 9 〈配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除〉は、第 33 条の改正に伴う所要の規定の整備をしたものでございます。

第 48 条〈法人の町民税の申告納付〉及び第 50 条〈法人の町民税に係る不足税額の納付の手続〉は、上位法の改正に合わせて延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備をしたものでございます。

第 61 条〈固定資産税の課税標準〉は、上位法の改正に合わせて、震災等によ

り滅失をした償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定したものでございます。

第 61 条の 2〈法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合〉は、家庭的な保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を得たものが、事業に供する家屋及び償却資産等に課税する割合を定めたものでございます。

第 63 条の 2〈施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出〉は、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定したものでございます。

第 63 条の 3〈法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の按分の申出〉は、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り、所有者の申出により従来土地に係る税額の按分方法と同様の取り扱いをするように規定を定めたものでございます。

第 74 条の 2〈被災住宅用地の申告〉は、第 63 条の 3 同様、被災等発生後 4 年度分に限り特例を適用する規定を整備したものでございます。

附則第 8 条〈肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例〉は、現行の適用期限をさらに 3 年間延長するものでございます。

附則第 10 条〈読替規定〉及び第 10 条の 2〈法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合〉は、上位法の改正による条文の改正、追加及び文言の改正でございます。

附則第 10 条の 3〈新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告〉は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定を定めたもの、及び上位法の改正による条文の改正、追加及び文言の改正でございます。

附則第 16 条〈軽自動車税の税率の特例〉は、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を 2 年間延長するもの、及び上位法の改正による条文の改正及び文言の改正でございます。

附則第 16 条の 2〈軽自動車税の賦課徴収の特例〉は、上位法の改正に伴い、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定を定めたものでございます。

附則第 16 条の 3〈上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例〉は、特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して課税方式を決定することができるということを明確化したものでございます。

附則第 17 条の 2〈優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例〉は、現行の適用期限をさらに 3 年間延長す

ること、及び上位法の改正による条文の改正及び文言の訂正でございます。

附則第 20 条の 2〈特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例〉は、提出させた申告書に記載された事項その他の事情を勘案して課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

附則第 20 条の 3〈条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例〉は、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して課税方式を決定できることを明確化したもの、及び上位法の改正による条文の改正及び文言の改正でございます。

附則第 5 条による改正では、未施行部分の一部改正による上位法の改正により、条文の改正及び文言の改正をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

**日程第 4、議案第 48 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 48 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

本条例も 47 号と同様、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、平成 29 年法律第 2 号と地方税法施行令の一部を改正する政令、平成 29 年政令第 118 号、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成 29 年総務省令 26 号が平成 29 年 3 月 31 日に交付され、いずれも原則として同年 4 月 1 日から施行することとされました。これに伴いまして、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日付けで本条例を専決した次第でございます。

それでは内容のご説明をいたします。

今回は国民健康保険税の減額の判定に係る規定の改正でございまして、2 号該当すなわち 5 割軽減対象の場合、1 世帯の総所得金額が 33 万円に世帯員 1 人につき 26 万 5,000 円加算から 27 万円加算に、また 3 号該当の 2 割軽減対象の場合、1 世帯の総所得金額が 33 万円に世帯員 1 人につき 48 万円加算から 49 万円加算にそれぞれ改正するものでございます。

また附則としまして、平成 29 年 4 月 1 日から施行すること、改正後の小値賀町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以降の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上のように改正しましたこの専決処分事項につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるとでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

**日程第 5、議案第 49 号、平成 28 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)の専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 49 号、平成 28 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)の専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

今回専決しました補正予算は、3 月議会後に、歳入では医療保険料の過不足等、歳出では広域連合負担金の不足が生じ補正が必要になったことに伴いまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日付けで専決をした次第でございます。

内容につきましては、第 1 条に示しますとおり規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,632 万 6,000 円としております。

それでは歳入歳出補正予算事項別明細書 7 ページよりご説明をいたします。

歳入では、1 款 1 項・後期高齢者医療保険料、1 目・特別徴収保険料を 65 万 7,000 円減額。同じく 2 目・普通徴収保険料を 109 万 6,000 円増額し、補正後の額を 2,013 万 1,000 円としております。

歳出では、2 款・分担金及び負担金、1 項 1 目・広域連合負担金を 145 万 2,000 円増額し、補正後の額を 4,155 万 5,000 円としております。

第 3 款・諸支出金、2 項・繰出金、1 目・一般会計繰出金を 101 万 3,000 円減額しております。

本案についても 47 号 48 号議案同様、専決処分の事項につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりまして、今回の議会開催にあたり、これを報告し承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

**議長(立石隆教)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表、歳入歳出予算補正について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・後期高齢者医療保険料

ありませんか。

浦 議 員

5 番（浦 英明） 特別徴収から普通徴収ですね、これは 1,312 万 7,000 円と、それから 700 万 4,000 円ということで、27 年度よりも 80 万あるいは 90 万ほど増えてますけど、この要因と、それから収入未済額についてはどのようになっているのか。発生しているのかしていないのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

特別徴収保険料と普通徴収保険料につきましては、その増減につきましてはほとんどが年金収入の方と事業所所得の方がおりますけども、その増えた要因は所得が上がったということと、減額の要因は年度途中で亡くなった方がおりますので、その分の相殺をしたものでございます。収入未済額につきましては、今年度はございません。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 分かりました。収入未済額が、27 年度は若干少しではありますけれども、現年度分が 15 万、それから過年度分が 17 万 8,000 円というふうに発生しておったもんですからね。徴収努力によってそういうふうになったんだろうと評価をいたします。それで、この増の分ですね、私は合計額で増えたんだと、27 年度よりもですね。だからそこを聞いておったんですけども、そこはちょっと若干私と答弁が食い違っと思ったなと思いますけども。収入未済額が全然ないということであったもんですからそれは良しとしますけども、全体について上がってるなというふうに思ったもんですから、所得が上がったから上がったと言えばそれまででしょうけども、確認のためお尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） 収入が上がった分もあるんですけども、当然、75 歳になりますと既に後期高齢者のほうに移行しますので、その移行した部分の人の収入が上がったということと、先ほど収入未済額がないと言いましたけども、過年度分はあるんですけど現年度分はないということです。過年度分は残ったのがあるんですけども、現年度課税の分につきましてはございません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 2 款・分担金及び負担金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 3 款・諸支出金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

## 日程第 6、議案第 50 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 50 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についてご説明をいたします。

さて、昨今の国民健康保険の動向でございますが、社会保障費の増大が大きな社会問題となっております、その中で特に医療保険制度の改革が検討されており、国民健康保険制度についても国民皆保険を堅持するために抜本的な改革が進められているのは、皆様もご承知のとおりでございます。基本的には財政的な部分は長崎県のほうで、資格管理、保険給付、保険税率の決定を含む保険料賦課徴収、また各種の保健事業を小値賀町で、それぞれの役割分担を行いながら都道府県で 1 つの保険者として県内全ての運営を行っていく方針で、最終的には保険料の平準化、つまり長崎県内の保険料の基準が示されることになる見込みでございます。現在低い水準にあります小値賀町の保険料ですが、ある程度の保険料負担の上昇が避けられない見込みでございます、理屈に合わないと思えますけれども、避けては通れないという思いをしているところでござ

います。一方、本町の国保の現状でございますが、被保険者が 1,000 人を切る小さな保険者でありますので、高額な医療費が発生しますと全体の医療費の動向に大きく影響するという大変厳しい一面がありまして、年々医療費が上昇していく中で所得が思うように伸びないこともありまして、国民健康保健事業の運営も大変難しい状況となっております。そのため、毎年財政調整基金を取り崩すことで保険税率を上げるのを見送り、また保険税の総額も抑えてきたのがここ数年の現状でございます。こういう中で特定健診や予防接種、各種がん検診等の推進につきましては、田中敏己所長が診療所に着任されました 30 年くらい前から積極的な取り組みを行いまして、重症化しないように先に手を打つ本町独自の予防対策も行っておりますけども、特定健診や各種がん検診の受診率が依然として低調な状況にあります。もっばらこの啓蒙に努めているところでございますが、受診率が低下して早期発見が少なくなると医療費が急激に上昇していき、保険税等で被保険者の町民の皆さんに大きな負担がかかることが懸念されております。今年は前年に比べまして、畜産も、そしてまた漁業も所得は伸びておりますが、医療費の伸びには追いつかず、ますます国保事業の運営が厳しくなり、税率、税額ともに増額をせざるを得ない状況になっております。そういうことで、大変心苦しいところでございますが、財政調整基金を崩しながらも税率、税額の増額を小値賀町国保運営協議会に諮問をしまして、委員の皆様にご協力をお願いし、了承を受けた上で本案を提案するものでございます。

今回の条例改正は現行の税率のまま試算をした場合、療養給付金の動向にもよりますけれども、現在の予算によりますと、歳入に約 2,000 万円程度の不足が生じることが予想されております。しかし幸いなことに、国保会計には国保財政調整基金として 5,700 万円が積みあがっております。そのうちから 1,000 万円を取り崩しまして、残りを今回ご提案しております国民健康保険税の増税で充当しようとするものでございます。

それでは条文の内容についてご説明をいたしますので、対照表をご覧くださいと思います。

第 3 条は、医療給付費分の所得割の税率を改正前の 5.6% から、左側の改正後 8.2% に改正。

同じく第 5 条は、医療給付費分の均等割額を 1 万 6,000 円から 2 万 6,000 円に改正。第 5 条の 2 は、医療給付費分の平等割額を 1 万 6,000 円から 3 万円に、同じく 8,000 円を 1 万 5,000 円に、同じく 1 万 2,000 円を 2 万 2,500 円にそれぞれ改正。

第 6 条は、後期高齢者支援金分の所得割の税率を 3.4% から 2.7% に改正。

第 7 条の 2 は、後期高齢者支援金分の平等割額を 9,000 円から 1 万円に、同じく 4,500 円を 5,000 円に、同じく 6,750 円を 7,500 円にそれぞれ改正するも

のでございます。

第 8 条は、介護給付金分の所得割税率を 3.4%から 2.2%に改正。

第 9 条は、介護納付金分の均等割額を 1 万円から 9,000 円に、同じく平等割額を 1 万 500 円から 8,000 円にそれぞれ改正するものでございます。

第 23 条は、保険税の平等割と均等割の軽減の規定でございまして、第 1 号は 7 割軽減でございます。同じく第 2 号は 5 割軽減、3 号は 2 割軽減となっておりますが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を改正するものにそれぞれの軽減割合を乗じたものに改正するものでございます。

附則でこの条例は交付の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用すること、また改正後の小値賀町国民健康保険税条例の規定は平成 29 年度分後の国保税につきまして適用し、平成 28 年度分の国保税については、なお従前の例によることとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山議員

**6 番（横山弘藏）** 今回の町長の説明を聞いてですね、国民健康保険税のやりくりが厳しい状況にあるっちゃうのは十分理解できました。それで例えばですよ、第 5 条の被保険者 1 人について 1 万 6,000 円が 1 万円上がって 2 万 6,000 円。こういうふうに金額がぱっと 1 万円上がるわけですけども、これは根拠というのですかね、上げていくプロセスというか、それはただ資金がないからというわけではなくて、どういう計算でこういう 1 万円ポンと上がるとかですね、その辺説明できますかね。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（西村久之）** お答えします。

先ほど町長が答弁したように、28 年度の税額を据え置いた場合と今度の改正をした場合で試算をしてみますと、現在の 28 年度の税率のままにしますと約 2,000 万円余り財源が不足するようになります。その中で、それを全部上げてしまうと極端に上がってしまうので、そのうち 1,000 万円を基金から崩させてもらいまして、その中で税率をやりくりすることになっております。皆さんもご存知のとおり、応能割と応益割を大体 50 : 50 の均等にしようということで、今までがちょっと応能割と応益割が 45 と 55 近くになっておったものから、それを標準化して 50 : 50 にするということと、従来、後期高齢者支援分と介護納付金分が少し、一般の医療被保険者からすると、割合からすると少し高くなっております。それを標準化したということで、この税率になったとい

うこととございます。なかなか言葉では、計算上はこうなるんだということがなかなか難しいんですけども、そういうふうなことで基金を 1,000 万入れてこの税率にしたということとございます。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** この改善というか見直しを行って、先ほど町長も言っておりました約 2,000 万の赤字がですよ、どのくらい改善できるのか、見直しをお知らせください。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（西村久之）** ちょっと質問の趣旨が私は理解できないというか、納得できない、分かりにくいんですけども、一応、28 年度末で基金が、先ほど町長が言いましたけども、5,700 万ほどあります。これを例えば現状の税率を据え置くとすると、2,000 万足りないわけですから 2,000 万取り崩すことになると、残りが 3,700 万になりますよね。同じように来年も再来年もずっとしていきますと、3 年後には基金がなくなるということになると、持ってくる金がないので一般会計から法定外繰入をしなければならないという状況になります。法定外繰入金っていうのは、何も法定内繰入金だったら、ルール分だったら、国・県補助金とそれから地方交付税措置がありますので、それで賄えるんですけども、この法定外繰入金というのは国庫補助金も県補助金も地方交付税措置もございません。それを、現金を例えば 3 年間で、例えば現状のままでいくと 3 年で潰れてしまうんですけど、それを法定外繰入をすると一般会計からの現金といいますか、何もつかない純粋な 1,000 万とか 2,000 万をですね、繰り入れるようになるんですね。それはなかなか被保険者が、国民健康保険の場合は、小値賀町は大体半分はいつてませんけども、そういうふうな形なんですね。それを町民全員の一般会計からのお金をそういうふうに使っていいかという問題がありまして、それを検討した結果、今年は 1,000 万入れてなんとか調整しようじゃないかということで、運営協議会に図りまして了解をもらったということとございます。これが答弁になっているかどうか分かりませんが、質問がちょっと分からなかったのが今のように説明しました。以上です。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** その趣旨はよく分かってるんですよ。結局そういうふうにして財政調整基金も崩してですよ、最終的には一般会計から真水のお金を使うような状況になるっちゃうのはよく分かります。だからそれを防ぐためにも今から保険料を上げて財政状況を改善しようっちゃうことでしょ？そういう、この保険税の値上げによって改善っちゃうのがどのように進捗していくのか、その辺がはっきり見えないと思うんですけども、その辺どうですかね。

**議長（立石隆教）** 今の趣旨は、ずっと基金のほうから 1,000 万ずつ今後も出

していく状況の中で、それもいずれ枯渇するかもしれない、それは大丈夫かっていう趣旨でしょ？違います？

住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

実際、来年度から待ったなしで都道府県化が始まります。そのために国民健康保険税を上げているというようなことではございませんで、緩やかにですね、平成 30 年度から 35 年度まで激変緩和措置というのがございまして、平成 35 年度までということになると、来年度から 6 年度間ですね、その中でずっと税金を基金を少しずつ崩しながら緩やかに持っていけないと、一遍に上げるのはどうかなということで、基金を例えば持っておきたいというのはございます。例えば来年度末で 4,000 万ぐらい持っておったら、大体 6 年間で 700 万崩したらなくなるんですね、毎年。だからそれを激変緩和措置が終わるまでに緩やかに国民健康保険税を持っていきたいというふうな考えがありまして、上司とも相談しまして、そっちのほうがいいのではないかとということで、そういうふうにしてもらっているということで、今の現状からいきますと、県の試算ではございません。県の試算もあるんですけど、それはまだ明確化になっていないので、9 月までのうちに大体どういうふうな税率になるのか、税率というか、徴収額になるのかというのが、国の補助金の 1,700 億というのがありまして、その用途がまだはっきりしていませんので、一応、9 月までには県のほうから何らかの指針を示すと言われておりますので、それによってはどう変わるかもしれませんが、現状では医療費が足りていませんので、基金を激変緩和措置が終わるまでに持たせたいというようなことで、今回提案させていただいております。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） ちょっと補足をさせていただきますけど、今のこの案を認めていただきましても単年度は 1,000 万の赤字と、結局は基金を崩しますんで、それをできるだけ崩さないようにしたいということは、来年も場合によっては今年からまた税率を改正しなければいけないかもしれないということになるかと思えます。この税率につきましては、前も説明したことがあるかもしれませんが、税額が決まれば逆算をするわけですね。例えば均等割で 1,000 万集めなくてはいけなくて保険者が 1,000 人であれば、もう自動的に 1 万円集めれば 1,000 万集まるわけですから、税率につきましてはある程度自動的に決まってくるかなと思えますけども、今回の税率改正でお願いしてるのは、1,000 万を繰り出したところで集めることになりますので、会計全体から考えると、本当に取らなければいけない金額から基金を崩した分 1,000 万のほうで考えますと取ってない、赤字って言うていいのか分かりませんが、そういう金額になるということで、先ほど課長も言いましたけども、5-6 年後を見据え

ますと空になっているわけにはいかないんじゃないかということで、今回 1,000 万取り崩して、その分だけ税金を上げないという措置を取らしていただきたいということでございます。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。 浦 議 員

5 番（浦 英明） 先ほど課長が答弁した中にですね、9 月までと言っていたんですけども、これは長崎新聞で私も見たんですけども、そういうふうに掲載しておりました。それで、国保運営協議会の方はですね、これは年末までに運営方針を決めて、知事にそれを指針にしたいというふうなことが載っておりましたので、それからでも考えてよかったのではないかなというふうに私は思うんですけども、全体的な流れを今言ってますんで、そこあたりがまだ私も頭の中で整理されておきませんが、そのことについては、新聞に出てたことについてはどういうふうに考えておりますかね。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） お答えします。

新聞報道であつた国民健康保険の運営方針というのは、長崎県全体で作る運営方針でございまして、これを各市町村の意見を集約しながら、県で、これからの長崎県の都道府県化の国保運営につきましてはこの方針でいきますよ、というのを年末までに作成しまして、それから上のほうに報告するようになってます。今の国民健康保険税につきましては、明らかに、先ほどもいいましたけれども、9 月ぐらいには県のほうでどの方向でいくんだという指針を示されますので、それからとなると、本算定日が 7 月なので、税率を決めていただかないと今年度の分を徴収できないというふうになりますので、そのために今度、税率改正を提案させていただいたということでございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） その件については分かりました。それで、先ほどから財政調整基金を 1,000 万崩し、それから増税によって 2,000 万を賄うというふうな話をしておりましたんですけど、そういったことが私ちょっと分からなかったんですけども、ちょっと今から勉強しなくちゃいけないなと思うんですけども。それで、私なりにですね、一応試算をしてみたんですけども、その前にお尋ねしますけども、これは第 7 条でですね、後期高齢者支援金の課税額ですね、その均等割額を謳っておるんですけども、この分が今回の改正にないというのは、前年同様 9,000 円ということで変わらないということでここに挙げなかったということですか。確認のためお尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（西村久之） そのとおりでございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5番(浦 英明) それで、私がある人の分をちょっと試算してみたんですけど、この人は課税標準額が236万円、3人世帯の方であります。そうしますと、28年度が31万7,200円の総額の課税額だったんですけども、29年度の見込みは41万9,400円となりましてですね、総額で前年比10万2,000円ほど増えておるんですけども、この数字を見て私はちょっとびっくりしたんですけど、それで、27年度も利率の改正をしたとに、今回またそういうふうな利率を2.6%も上げると、これはちょっとこう、あんまりじゃないかなと思って。1%ずつぐらいでも上げるんだったら分かりますけど、一気に2.6%も上げとるんですよ。そこ辺りについては、税金を払う方はちょっと大変でしょうね。びっくりするんじゃないですかね、後から回ってきたら。どのようにそれを考えておりますか。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(西村久之) お答えします。

この試算によりますと、大体1人当たり、町全部を延べて考えてですね、1人当たり大体1万3,000円ほど上がるような計算になります。これは延べです。一番大きく上がる、限度額手前の人で年間15万ほど上がるようになります。中間層で10万程度、下で5万、一番下のほうは7,000円か8,000円というふうに、延べで考えると1人当たり1万3,000円くらいの増税になるということで、どう説明したらいいかというご質問ですけども、これは必ず税率改正のやつは各家庭に配りますので、当然、税金が高いんじゃないかという質問、そういうようなことも言われると思いますけども、まあ丁寧に説明しながらですね、ご理解をしていただくというようなことで努力したいと思います。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

今田議員

1番(今田光弘) 今、1人平均だと1万3,000円ぐらい上がるということなんですけど、1人平均の実際の今までの額と、今回上がったとしていくらになる、1万3,000円のもとになる数字って分かりますか。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(西村久之) お答えします。

28年度の税率でいきますと、1人当たり11万7,382円です。今回改正を議決していただきますと、1人当たりの額が13万660円になります。約1万3,000円上がるということでございます。

議長(立石隆教) 今田議員

1番(今田光弘) 県内の他の市、町の状況というのはご存知でしょうか。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(西村久之) 近隣の市町村を28年度で見た額は手元にございますけども、資料としては後ほど差し上げたいと思いますけども、それでよろしいでしょうか。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） はい。最初のほうに町長が、所得が伸びない中でなかなか国保の運営が難しいということでおっしゃってました。所得が伸びてないというのは本当に、特に国民健康保険の場合、自営業者プラスどちらかという低い所得の方々が対象ということで、所得が伸びない中でそれだけ値上げするというのは、やっぱり皆かなり影響大きいと思うんですが、先ほど課長が丁寧な説明が必要ということもおっしゃったんですが、ちょっと説得力がないというか、仕方がないと思うんですが、その分何か、例えば町が努力しているのか。あるいは一般会計を無駄遣いをもう少しやめて、あ、ごめんなさい、一般会計からもう少し回せるんじゃないかと、そういう考え方もあるんじゃないかと思うんですが、その辺で町の何か対応、さっき町長のほうは、受診率が上がらない、なかなか予防対策ができないということもありましたが、そのほかにもっと町ではこのぐらい努力してるんだと、だから申し訳ないんですけど上げてくださいと、何かそういう理屈があると説明しやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） まったくそのとおりでございますけども、なかなか住民を説得できるような資料というか、医療費自体はですね、全体的な総医療費というのはあまり伸びてはいないんです。国保の被保険者が減ってる段階で同じぐらいなので、実質的には1人当たりの医療費というのは伸びてる。その中で基金を1,000万崩させて、それで税額を抑えてるんですよというような言い方もしますけども、それよりもまた一般会計から入れてというようなことは我々も考えておりませんで、法定外繰入というようなことになりますので、なかなか、それにつきましては役場の職員といいますか、行政としましては法定外繰入はなかなか喜んでどんどんやりましょうということは言えない状況でございます。住民の方にも「法定外繰入をしますよ」とは私共も言えませんし、基金があるうちはこの基金を活用させてもらって、何とか緩やかに県の統一税率に向けて進めていきたいというようなこと以外是我々もほかに説明のしようがございませんので、その辺は丁寧に答弁していきたいというふうに思います。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 来年度予定されている国保の都道府県統一化ということで、将来的には県全部で統一保険料になるというふうに言われておりますが、それに向けて今の段階でむしろ上げてしまうと、統一保険料自体が高く設定されてしまうのではないかなという危惧はあるんですが、それはないんでしょうか。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） それは、個人の意見ですけども、それはないと思いま

す。基準となるものが本来、今の市町村がモデルなので、例えば小値賀町の中で国庫補助金とか入る金をまず出しますね。で、出る金の医療費がありまして、それから入ってくる金があります。国庫補助金、県補助金、交付金、それから税と、残りを税で取るようになってるので、基本的には長崎県全部の医療費が算出されますと、それで取るべき国民健康保険税というのが、小値賀町と一緒に、どの市町村も一緒ですけど、出てきます。それを県内の市町村でとっていくわけですので、基本的には、今税率が安いから、激変緩和措置の後にですよ、統一税率になった時に、税率が安いから安くするとすると、実際的に今、法定外繰入と基金繰入をしているのは長崎県全部で27億ぐらいあるんですね。それを毎年、例えば30億ぐらい県が、国から交付金に来て県が基金を持つようになりますけど、毎年県が30億ずつその基金を崩して税金を安くするかというところではないと感じておりますので、こういうふうなことにしたということでございます。

議長（立石隆教） よろしいですか。 松屋議員

2番（松屋治郎） 応能割と応益割を5割ずつにしたということの理由と、他の市町村はどうかということをお教えください。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（西村久之） 応能・応益割につきましては、地方税法で50:50が標準的な割合なんですと定められております。それを各市町村でそれぞれの実情に応じて49:51になったり48:52になったりしてるという現状でございます。県としては応能・応益割は50:50が望ましいということで、今度の統一税率につきましてもその方向でいくということを受けておりますので、その方向で50:50で試算を、まあきっちり50:50にはなっていないかもしれませんが、それに近づけて算定をしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

（自由討議）

— 休 憩 午 前 10 時 59 分 —  
— 再 開 午 後 1 時 31 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

先ほどの滞納者の質疑に対して答弁の誤りがあったということで、訂正したいということでございますので、これを許します。 住民課長

住民課長（西村久之） 大変失礼しました。後期高齢者の専決処分のところで、現年度分の滞納者はいないかということで質問がありましたけども、私は「な

い」というふうに答えておりましたけども、2名が最後の納期の分が未納になっております。そのうち1名につきましては既に入っておりますので、訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

**議長（立石隆教）** 休憩以前に引き続いて質疑に入りますけれども、質疑はありませんか。 宮崎議員

**7番（宮崎良保）** この問題についてはですね、先ほどの自由討議の中で十分にご説明を受けて、納得したところもあります。ただ、この提案をする前に審議会等々に諮ったと聞いておりますけれども、その審議会の中で主な意見、反対意見等があれば、そういったものを伺いたいと思ひます。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（西村久之）** お答えします。

国保運営協議会の中で、我々の事務局としての案というのを示しましたところ、意見がありまして、実際取らなければならない額というのはあまりにも大きくなりすぎるので、それはなかなか難しいであろうということで、一部の皆さんから意見がありまして、さらにそれを全部取らないわけにもいかないだろうということでまた意見がありまして、さらに基金が今、実際5,700万あるということで、その中から一応、1,000万崩したらどうかという事務局の案に対してはですね、今年あまり崩しすぎると基金がなくなった時に、やはり一遍に税率が上がってしまうので大変じゃないかなということで意見がありまして、事務局としては1,000万崩したらどうかという事務局案を出したところ、皆さんから「そういうことであれば仕方がないんじゃないかな」という意見が大半でございました。以上です。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 横山議員

**6番（横山弘藏）** 私は動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第50号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に対し、これを総務委員会に付託して審査することを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** ただいまの動議については、賛成者がございますので成立をいたしました。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 1時35分 —  
— 再開 午後 1時38分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

ただいま横山議員から、ただいまの議案について総務の委員会に付託すべしという動議が提出されました。

これについて採決をしたいと思います。

本案を総務委員会に付託することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立少数です。

よって、本動議は否決されました。

それでは質疑を続けます。

質疑はありませんか。

今田議員

**1番(今田光弘)** 執行部もかなり苦勞されてこの案を出されたと思うんですが、いろいろ検討された中で本当にこれがベストと、苦渋の決断の末の答えだということで判断してよろしいでしょうか。

**議長(立石隆教)** 住民課長

住民課長(西村久之) おっしゃるとおりでございます。

**議長(立石隆教)** 横山議員

**6番(横山弘藏)** 今回の動議が否決されて非常に残念であります。約1,000万余りをですね、国民健康保険に係わっている人たちがですね、新たに負担を強いられるわけにありますけれども、これをこの時間内で決定することに少しどうか、という疑問があつてですね、総務委員会に付託してしばらく審議したいと思つたんですけども、上げ幅が急に出てきたわけでして、これは状況はよく理解するのでありますけれども、住民に対する説明責任がちょっと、これでは私は責任を持ちかねると思つて動議を提出したわけにあります。これは十分住民課それとも町長なりですね、しっかり審議してこのような結論に至つたとは思つたんですけども、その前に町長に伺いたいと思つたんですけども、こういった負担を強いる場合のですね、情報開示をですね、もうちょっと少しこういった議会なりにですね、できなかつたのかどうか伺いたいと思います。

**議長(立石隆教)** 町長

町長(西浩三) お答えします。まず保険税の仕組み自体がですね、まず医療費がある程度固まつたら、先ほどから住民課長が説明してますように、いろいろな収入を除いた分はもう原則保険税で取るということになっているのはご承知だと思いますけど、それは理解されてますかね。それであるならですね、もうその金額が、所得が分かるのは6月、5月の末か6月ぐらいしか前年度の所得が分からないわけですね。それで所得が出てきた時点でそのままの所得に対して前回の比率を掛けると足りるのか足りないのかという試算をすることになります。その時点からしか数字というものは分からないです。それは理解していただけますかね。要するに所得が決まれば、所得割で取る金額が決まってる

んだから数字を逆算するだけになります。その数字が6月の頭、精密にはちょっと分からないですけど、町民税それから所得税が確定する5月末以降じゃないと分からないということでこういうことになると思いますし、先ほどから慎重にということも分かるわけですけども、本課税をしなければいけないということもありまして、臨時会で、臨時会ではありませんけども、この議案を提出させていただきました。そういうことで、これから理由はですね、もう間違いなく医療費が多くなっているから税金を上げなくてはいけないという説明は、これからも十分する必要があろうかと思えます。そういうことで、ここで決めていただければ、住民のほうの説明は広報誌等通じまして、また回覧等で早急に対応したいと、そう思っております。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 今回の町長の答弁も分かることは分かります。理解もしたいと思えます。でもいろんなこういう決定をする時にはある程度前もってですよ、課長なり町長なり関係者はですね、見通しを立てると思うんですよ。いきなり小値賀町の税収がガタンと落ちることでもないし、またドンと増えることもないし、大体数%内で収まっているわけでありますから。そういう意味において、基金はもう目減りしているのははっきりしてるわけですね。だから住民にですね、こういう全部で1,000万余りの、基金を崩さない部分の1,000万余りをですね、負担を強いる場合には、やはりもうちょっと分かった範囲で前向きに情報を開示して、議会とも全協なり開いてですね、説明会を設けるとか、そのために私たちも議員として働いているわけでありますので、その辺の配慮をですね、もう少し考えてほしいと思えます。以上です。

**議長（立石隆教）** 答弁は要りますか。

（横山議員「いいです」）

**議長（立石隆教）** 質疑はありませんか。委員会に付託しないことになった以上は、ここでガンガンやってください。

ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

横山議員

**6番（横山弘藏）** 私はこの第50号議案に対し、今回は反対したいと思います。なぜならば、住民に説明する時間も、いろんなことを調査する時間もなかったということをも私も反省しながら、今日ここで認めるわけにはいかないと思いま

す。このような、住民に負担を強いるような案件に関してはですね、もう少し慎重に取り扱ってほしいと思います。

以上、私の反対討論を終わります。

**議長（立石隆教）** 次に原案に賛成者の発言を許します。 今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** 動議が否決されましたので、賛成ということになりますが、賛成の立場で討論させていただきます。いきなり、例えば所得割が 5.6%から 8.2%、大きく上がる等で 1 人当たり年額 1 万 3,000 円上がるということで驚きました。実際に、ところが、国保の財政調整基金もだいぶ減ってきているという現実、執行部も本当に苦勞されて苦渋の決断としてこの案を出されたということを見ると、もう賛成せざるを得ないのかなというところなんです。私も町の一般財源から繰り入れればいいのではないかという考えもあったんですが、やはり国保の加入者は小値賀町でいうと 4 割ぐらいしかいないということで、当然、それに対して公金を入れると不公平になってしまうということを見ると、本当はもっと検討する時間が欲しかったんですが、賛成の立場で討論させていただきました。以上です。

**議長（立石隆教）** 次に原案に反対者の発言を許します。 浦 議 員

**5 番（浦 英明）** 先ほど動議が出されましたので、その動議の中で話をしていたらいいなど、そしたら私も賛成のほうに回って、何かいい案がないかなということを探しようと思ったんですけども、それがなくなったので、私は一応反対討論いたします。

国保財政調整基金が 28 年度 5,700 万あるということで、これを 1,000 万円ずつ取り崩して、徐々に保険税を徴収していくというふうな話をされましたけども、先ほど今田議員が言われましたけども、2.6%上がって 8.2%になるわけですね、これ。ちょっと大幅な値上げにつながるんじゃないかと私は思っておるわけですね。こういったことをちょっと唐突に言われてもですね、我々は議員として町民に説明する責任がありますので、先ほど横山議員も言われたとおり、前もってもう少し「こういうふうな話がありますよ」ということを言っておけばですね、それとおぢか新聞ですかね、そういったのでも「30 年度以降は県下統一の保険料になりますので、税率が少し上がって皆さんには負担をかけると思いますがよろしくお願いします」とか、そういった町民と共有できるような情報を流していただければよかったなと思っているわけでございます。それで、やっぱり私としてはこの保険税が大幅に上がる、唐突に上がるということに對しまして反対を唱えたいと思います。

以上で討論を終わります。

**議長（立石隆教）** 次に原案に賛成者の発言を許します。 宮 崎 議 員

**7 番（宮崎良保）** 私はこの案について賛成の立場で討論をしたいと思います。

確かに、急激に大幅に上がると町民は大変だろうと思うんですけども、やはり保険の関係上保険率の計算をすると、どうしても分母が今後下がっていく。下がっていけばどうしても将来的には上がっていくだろうということですので、現在から若干ずつ上げていくのはやむを得ないのかなと思います。まして審議会においても様々な意見の中で、やむを得ないという統一した意見が出ておりますので、それを尊重したいと思います。なお今後ですね、将来的に、先ほど言ったように、町民への宣伝とか何とかを十分にしてお得していただけるようお願いをしたいと思いますし、また将来的には法定外の基金のあり方等々もやっぱり検討していくべきではないのかなと、ちょっと所望して、賛成の立場で討論します。

**議長（立石隆教）** 次に原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 50 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立多数です。

したがって、議案第 50 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、6 月会議以降の長崎県町村議会議長会等が主催する研修会に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定した本件について変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任願

ます。

以上で本 6 月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成 29 年小値賀町議会 6 月会議を終了いたします。

ご苦労様でした。

— 午 後 1 時 51 分 散 会 —